

学校令直後の女子教育論について (5)

——「女学雑誌」における家庭教育観と「子守」——

On the Theory of Women's Education
after the Gakkorei (5)

永 田 千 恵 子

I 問 題 設 定

明治20年頃の社会は、一般的に、まだ封建主義思想による「男尊女卑」の観念や、人間を社会的地位或は収入によって階層区分し、経済的に収入の少ない階層を蔑視する傾向も強く残っていた。例えば、穂積陳重が、生活状態によって「上等」「中等」「下等」などの名称によって、社会階層の区分とするような考え方をしていたようなものである。なお、この時期の社会階層を、京都大学の橋隆憲教授の分類によると、明治21年の日本における階級構成の比率を「支配階級1.3%、中間層37.1%、被支配階級61.6%」^(注2)として、この三つの階級のうち貧農、労働者などの被支配階級が圧倒的に多くを占め、この階級の占める比率が年とともに増加することを述べている。

このような階級分類の考え方において「女学雑誌」が対象としたのは、主として「上等」階層（上流）の家庭の婦女子の教育であった。従って、その教育が、一般的に女性の地位向上を目標としているように主張しているが、その内容は「上等」階層の家庭の婦女子を対象とするものであったといえる。しかも、その立場は、日本的古風と西洋的近代風とを折衷するようなものであると主張している。しかし、その内容は、男女が同権ではなく同等であるとして、男性が家庭の外での活動に務め、女性が家庭の内を守るのが天職であるという考え方であった。そして、女性は家庭内を守るという意味から、夫を助けて家庭を維持するとともに、よい子どもを育てるといった良妻賢母的な内容が含まれている。この「女学雑誌」の女性観、さらに、その内容の一環をなす家庭教育の実態から、この雑誌の女子教育の内容とされるものを検討してみるのが本論文の目的である。

II 家庭教育と「子守」

「女学雑誌」によって、その対象とした「上等」の家庭の子育ての状況を見ると、母親のな

かには我が子の養育に直接に携わらないものが多かったようである。それは「中以上の家々には或は乳母を置きて之に専ら子供の養育を托し中以下の社会には大抵子守女に子を任せて終日之を顧みざるを多しとなす云々^(注3)」とあるように、我が子の育児を「乳母」や「子守」に任せて、あまり手を煩わさなかったものが多かったのである。これは、母親が単に育児を放任して、遊びに耽っていたということではなくて、家庭の交際や職業との関係からと考えられるのである。このような状況は、家庭を守るとともに、子どもの養育に当るべき「良妻賢母」たる母親が、我が子の育児を「乳母・子守」に任せることになるので、まことの「良妻賢母」に反することである、とされるのである。従って「女学雑誌」は、このような「乳母・子守」による家庭での子どもの養育を批判するのである。

「乳母・子守」による子育てを批判するのは、母親が直接的に養育しないということとともに「乳母・子守」による養育に関わる行動が適当でないからというものである。「女学雑誌」によれば「乳母」は「乳汁を供するもののみを云ふにらず凡そ幼児を其子の如くに取扱ひて之に自分の乳汁を含ませ又は牛乳人造乳等を飲ませて養育し既に乳離れたるの後も尚之を守育てて万事を教導する人をば併せ称することなり^(注4)」として、ある程度の年令の女性を指示している。また「子守」は「抑も子守とは大畧十一二才以上十五六才以下の小女にして人に雇れて子供の看護を托さるゝものなり其出でゝ人の家に行くものは多くは貧家の子にして大抵教育なく目に一丁字をだも知らざるは勿論恰かも女か男かと疑ふ程の乱暴者多きを常とするなり^(注5)」としている。これによれば「子守」は「乳母」よりも年令が低く、少女であったことがわかる。なお「女学雑誌」は、はじめに「中以上の家」が「乳母」を雇い「中以下」の家が「子守」を雇うとしたが、のちには「子守」の賃金が「乳母」よりも安価であったことから、広く「中以上の家」でも雇われているとしている。それは「子守」を雇うことが「到底乳母を置くの損よりも更に大なるの失策あるべきが故^(注6)」として「子守」よりも「乳母」を雇うことをすすめていることから理解することができる。

「子守」より「乳母」としたのは、育児の実務をもたされた「子守」自身が、まだ少女で彼女自身が遊びたい年令であり、自分に弟妹があればともかくとして、幼児に接する方法も不十分であったからとするものである。従って、この「乳母」を雇うことも少なく、この「子守」中心での子どもの養育が、果して育児や家庭教育が十分にできるかどうかということが問題になったのである。

「女学雑誌」は、このような家庭の状況から「子守」に育児を任せるのはよくないとした。それは「子守」が「女か男かと疑ふ程の乱暴者多きを常とするなり。故に子を負はされて外に出づれば勝手気儘に自分の遊を為して毫も背上の子に頓着せず泣く時はいよいよ手暴に揺かし云々^(注7)」のような幼児の取り扱い方をしているからであるとしている。それはまた、その背上に負われた幼児は、朝夕その「子守」とともに過すので「子守」の性質品行が、そのまゝ幼児に影響を与えるというものである。さらに「子守」の育児の状況は「泣いて止まざる時は臀辺に

一抓を試み或は盗買の菓子を彼の口に圧入て身も亦た余れるを口に含み或は自分の仲間と相会すれば子供を卸して其辺に放却し己等たゞ嫁事飯事の遊に余念なく子供の饑渴に叫ぶを顧みざる如き^(注8)とまで書いている。要するに「子守」による育児或は教育は「子守」の性格・行動に問題があるから妥当ではないというのである。

そうすると、育児や教育が十分にできない「子守」は、どのような女性になっていたのかが問題になる。行動が粗野であるとされる「子守」は、秋田県内の状況報告によれば「子守生徒の年令十一二才にして多分は女子なり^(注9)」とされている。従って「子守」になった女性は11・2才くらいからの子どもたちで、しかも経済的に貧困な家庭の出身であったということが出来る。このことに関連していえば「子守」のできる年令については、明治10年4月に遡るが、文部大書記官九鬼隆一が第三大学区巡視をした時の記中抄録に「此ノ輩ノ子弟ヲ見ルニ年甫メテ六七才ニ及ヘハ父母外ニ出ツル時ハ留リテ内ヲ守リ外ニハ児ヲ負ヒ草ヲ刈リ或ハ牛ヲ牧シ(中略)其分ニ応シテ百般ノ業ヲ営ミ多少ノ産業ヲ輔ケサルヘカラス故ニ些々タル少時間ト雖亦徒ニ過クルコトヲ得サル有価有用ノ子弟ニシテ云々^(注10)」とされている。これは、地方へ行けば6・7才くらいになれば「子守」をするほか、自分たちの分に応じた家業の補助をすることが出来るというものである。このような状況であるのに拘わらず「女学雑誌」は「子守」について「本邦に於て乳母、傳、下婢の十の八九は愚昧無識なり^(注11)」となし、さきに記したように「貧家の子にして大抵教育なく」そして「女か男かと疑ふ程の乱暴者多きを常とする」と云い、ほとんどが家庭の経済的な事情から、満足な学校教育などが受けられなかった年少の少女であったとしている。つまり「子守」となった女性たちは、家庭が貧困で、教育を受けることができなかったから無学で、しかも「乱暴者」で、所謂「子守」に適していないというのである。

11・2才の少女が「子守」に適するかと云われれば、一般的には問題があるといわなければならない。しかし、その「子守」の仕事の具体的な内容によっては、さきの九鬼隆一の巡視報告のように、6・7才くらいからでも出来ることもあったと考えられる。しかも、この少女たちが貧困で、11・2才になっても無学と云われるように就学していないにしても、それが直ちに「乱暴者」とするのは、独断的な偏見ということもできる。それでも、なお一方では「女学雑誌」は「子守」の選び方を読者に指示して、それは「成べく温和なる娘を撰びて子守女とする事^(注12)」や「凡そ母たる者は其性質が善良であると共に、小児の身体の上に於る寒熱の関係、食物、着物等の関係等の辨がなければなりません^(注13)」や「母丈は最上等のおお撰なさい、斯様な事におつかひなされた給料は、決して衰りは致しません(中略)正直な信実な女でさえあれば(中略)小児の事に付てはきちようめんな事が宜う御座り升^(注14)」などの見解からも十分にみることができ、幼児のために「子守」を選ぶということのみを強調しているのである。これは「子守」がすべて乱暴ではないということであり、一般的に「子守」を乱暴者としたこととは矛盾するものである。従って「子守」を一方向的に乱暴者とすることは、誤りであるということが出来る。さらに、社説「乳母の良否^(注15)」や「子守の論^(注16)」を見ると「女学雑誌」は「子守」自身の教育より

も幼児に与える影響、つまり、使用者側の立場からのみ「子守」をみていることがわかる。これはまた「下女の心得」^(注17)「めしつかひの事」^(注18)「下婢のつかひ方」^(注19)という主題の記事が多くみられること、さらには、一部の限られた階層を対象にしていることから云い得ることである。従って、「女学雑誌」に於ける「子守」は、女性のすべての地位向上とは無関係のものとして取り扱われ、上等社会の家庭を維持するための職業の一種としていたに過ぎないと思われる。

「女学雑誌」は「子守」になった女性たちの階層と考えられる経済的に貧困な家庭の婦女子の教育について、多少は気にしていたが、自分たちが直接に関与したり努力したりするようなことはしないものであった。それに関わる活動は、キリスト教の宣教師による「宣教師派女学校」に対して「貧民教育」という立場から、それに取り組むように求めている。これは「今后諸氏が尤とも力を尽すべきの地は高等の女子教育と、貧民の女子教育にあらずや」^(注20)や、さらに「諸君は諸君の手を以て尤とも好く成就し得べき方向に、針を定めずんばある可らず。即ち少数の書生に甘んじて之に高等の教育を施すが如き、直接伝道師を養成するが如き、貧民を教育するが如き類ひは、其一二と知るべし」^(注21)ということからも知ることができる。このことは、所謂「貧民教育」を、日本に在住の宣教師の施す分野であると、その教育を救済ないしは慈善活動の一環として特別のものゝ如くに考え、また、自分たちのすることではなく、他人に押しつけているのである。こゝにも、この雑誌の、限られた階層を対象とした教育のみを考えた教育観をみることができる。

今まで述べてきたように「子守」になった女性たちは、経済的に貧困な家庭の不就学、もしくは不十分な就学の少女たちであった。しかし、その少女たちの不就学は、まず、その父兄や社会の責任であり「子守」が無学だから文字を知らず「乱暴者」だというだけでは解決できないことである。しかも「女学雑誌」は、自分自身でこのような貧困な家庭の女性の教育を主張、実施するものでもなく、また「子守」になった女性たちの教育を積極的に主張するものでもなかった。このような状態において、この主張は「上等」階層の家庭教育を中心にして、第一に、できれば母親自身が直接に育児をすること、第二に、母親が幼児をみることができぬ時には幼稚園に委託し、第三に、それが行われない時に「乳母」を置き、第四には、すべてが駄目なときに「子守」を置くように、としている。それは「凡そ真に其子を養育せんと欲するときは個々の母たるもの皆な自ら之を教ゆるの覚悟あるを以て第一とし、若し事情之を許さざれば一村一郷申合の上幼稚園を設け相当の入費金を集めて良好の保母一人を雇入れ之に其村郷の幼児を委託するを以て第二とし、此等の策到底行ふを得ざるの後に於て先づ乳母を置くの考を起し、次に子守女を雇ふの窮策に出るの順序を為さざる可らず」^(注22)というものである。その理由は「教育の中尤も勢力あるは即ち彼の何事にも人事を真似する幼年の間にあることを知るなり。然るに此幼年の間に於て子供が何人の行為を尤も多く真似すべきやと云はゞ無論平常その尤も親しくする所の人なるべきが偕て其の尤も親しくする所の人を誰なりとすると云はゞ無論其の母な

り、其乳母なり、其子守なりと言はざる可らず吾人が子供の教育の上に於て此の三の者の責任重大なることを云々^(注23)として、乳児や幼児を対象とした家庭教育の性格から主張するものである。このことは、階層を限定しないで、どの家庭においても一般的に妥当なものであろう。しかし、問題は、それぞれの家庭や母親の事情によって、どうしても母親自身が養育できない場合が生じてくるのである。その時に家庭や地域や国家が、どのように対処するかということについて、この雑誌は、上述の「子守・乳母」幼稚園以外については全く触れていないのである。なお「女学雑誌」は、このような状況から「子守」に対する教育を、わずかに触れているところもある。それは「母親は暇あるとき此子守女を教導することを心掛け以て間接に其子に利益を及ぼすの工夫を為す事、等を忠告するのみを以て満足せざるを得ず^(注24)」というものである。即ち、これは、その教育は幼児の母親によって「暇ある時」にすればよく、自分の子どものために「其の子に利益を及ぼす」という立場のもので、どこまでも「子守」に対する教育が個人的なものとなされ、それで満足としなければならないとしている。これは、あくまでも、その家庭の利益のために「子守」の教育が必要であるとするものである。

「子守」の無教育が幼児に影響を及ぼすので「育児の上に於て莫大の失策^(注25)」と云いながらも、女性の向上の一端である「子守」自体の教育については考えられていないのが、この雑誌の家庭教育観の限界であり問題点であろう。

Ⅲ、「子守」の教育

「女学雑誌」が、雑誌自体の主張として「子守」自身の教育や社会的役割については、きわめて消極的で触れることが殆んどなかった。しかし、社会は、その当時から「子守教育」について勧告するものがあつた。例えば、安原土権が「子守」のために教育の制度を立てることが必要であるとしている。それは経済的に貧困な家庭は、その家の女子が、まず自分の弟や妹の「子守」のために学校へ行けないものが多い、として次の如く述べている。

「所謂子守とは此学令盛りの女子にして弟妹保傅の責を負うものなり而して己が家内にして此子守のなきものは他人の児女を傭ひ来りて保傅の任を托すれば他人も亦欣然として其児女を遣し以て計を得たりとなす（1行略）是れ今日我国一般の有様にして所謂不修学の事故とは此辺の事となれり社会の為め女子前途の為めには誠に歎はしき次第なれとも亦是非もなきことなり^(注26)」

このような各家庭での弟妹のための「子守」や、他の家庭で「子守」をすることによって、学校へ行くことのできない少女のために、安原土権は、さらに、小学校が「子守」をする少女を学校に来られるような具体的な配慮をする必要がある、として、その具体的な方法を次のように提言している。

「小学校内に子守女子を教育するの制を立つときは必ず修学生の数を増加し爰に女子学問

の緒を開くへしと信するなり 抑子守女子教育の制とは学令女子にして弟妹保傳の責を負うものには其弟妹をも提携して教場に入るを許すの制にて規模較備はるの学校にありては此子守の一教場を設けて之を教授（2行略）管理上多少不都合にもあるへければ他の男生と之を一教場に入れ両列に分ちて（1行略）彼等の提携せる所の乳児たるや固より未だ智識の発達せざるものなれば頑是なく時々啼哭母乳を慕ふこともあるへしと雖も機に臨んで時々教場を去らしむるも可なり（2行略）適當の玩弄物を与へて之が遊意を（中略）時に唱歌一曲其心情を養う（中略）恰も是れ不完全なからも幼稚園兼帯の有様あり（中略）兎に角子守女子教育の制を立て修学生(注27)の増加を促かさんと欲するなり」

これは、女子の不就学をなくすために、また幼児のためにも「子守学校」を制度化させよというものである。この主張は、使用者の立場から論じたものではなく「子守」自身の、人間として必要な教育の実施を具体的に提起したものである。それは一時的な便法で、最低のものにすぎないけれども、何とか「子守」に対して、現実に教育を受けさせようとするものであった。

このような「子守学校」に関連して、各地方の「子守学校」の状況が「女学雑誌」に掲載されている。これは明治20年から同27年にかけてみたものである。例えば、有志4名による私立(注28)のものが新潟に1箇所、東京府下には個人有志によるものが荏原郡に(注29)、また婦人矯風会によるものが(注30)赤坂区に、個人有志によるものが牛込区(注31)にあり、これで3箇所、長野県地方では長野町(注32)の子守学校、埴科郡屋代学校内の子守科(注33)、南安曇郡豊科尋常小学校内の子守教育所(注34)、上田町の女学校内の子守教育所(注35)の4箇所、滋賀県滋賀郡下坂本村には子守堂(注36)の建設、愛知県碧海郡尋常小学小垣江学校同分校吉浜学校内の子守教授科(注37)、埼玉県大里郡三尻尋常小学校内(注38)、群馬県南勢多郡深津村小学校内(注39)、秋田県雄勝郡皆瀬村尋常小学校藤倉分教室内(注40)、という状況であった。また、大阪では「子守学校と云へど近頃世間に流行する子守女を教育する学校ではなく各種の工女に稼に出る子持女の子（3才位より学令まで）を預り一の幼稚園として之れを保育せんとする一種の学校(注41)」というものを紡績会社の近くに開設しようとして熱心に計画中の者がある、としている。

これらを全体的にみると「子守学校」は、町や村の有志や学校関係者が義捐金を集めて、その地域の学校で開いている例が多い。「子守」に対する配慮や「子守教育」を始めた理由については、その土地の青年の仲間に「子守」が幼児を連れて加わり、非行行動などもするので、村会議員が出金して子守堂を建て、男女による遊びの禁止を協議中である、という(注36)滋賀県の例がある。また長野県の子守教育所は「子守に雇はるゝものは過半農民の子女にして無教育の中に成長し目に一文字も知らぬより平素背上の幼児を遇する道を知らぬは嘆きこと(注34)」として、小学校長が中心になり、村長始め篤志家の寄付金によって開設されている。(注37)さきの愛知県の「子守」教授については、文部大臣井上毅氏が、子守教授科設置者である小学校長熊木直太郎を「まれにみる善行」として賞讃した、としている。この文部大臣井上毅による熊木校長表彰

記事の抄録による「子守学校」の設置状況は、次の如きものであった。

「三河国碧海郡の子守教授科設置者の如きは、稀に見る所の善行にぞあるべき。明治廿一年三月、小垣江尋常小学校々長熊木直太郎氏は小垣江村の一寺院を過ぎ、寺内に群集せる子守女児が、嬰兒を取扱ふこと疎暴に、又危険にして何等の注意をも為さず、己等の遊嬉にのみ耽れるを見て、憫然として其の無智を哀むの情に堪へず。彼等か就学せしや否やを問へば、未だしと答へぬ熊木氏一時間ばかりも懇に話し、文字を知らざれば何事につけても不自由なりとの旨を諭したるに彼等も打ちうなづきてありけるが数日の後熊木氏の許に來りて、習字手本を請ふもの七八名に及びたり。是れぞ子守教授の起りし始なりける。後数月熊木氏は其の地方に開きたる教育談話会に臨み、此の事を語り、小学校内に子守教授の科を置くことを発議せしも、事行はれずして止みぬ廿六年三月に至り熊木氏は更に同会に於て前議を提出せしが、此の度は多数の賛成を得て、小垣江及吉浜尋常学校内に設け、通常授業時間の後二時間を以て是に充て、小学校の教室教具を使用せしむることに決したり。其後計画空しからず、日を逐て好結果を見しかば、当時の愛知県知事岩村氏は県下に訓示して、一般に小垣江及吉浜の教授法に倣ひ、女児教育の普及を誘ふべき旨を諭したり。」^(注42)

こゝにみられる「子守学校」は、ほとんどが安原士権が提案したような普通の小学校に「子守」をしていても通学できるというものではなくて「子守」のための特別の教育であった。これらの「子守学校」は、それぞれ多様であったが、凡そのところを要約すると、修業年限は1^(注32)ヶ年、授業回数は毎日開く学校と、週2回^(注33,34)のものがある。教室は小学校を使用、1回の授業時間数は1時間^(注33,38)と2時間^(注34,37)で、昼間の正則の生徒が下校したあと、午後3時^(注37)～4時^(注34,38,39)に授業をしている。生徒数は、それぞれの学校によって異なるが、大体において23・4人から100余名^(注39)の範囲^(注34,35)で、背中に負って来る幼児が多くは3～4才である。学科は修身、読書、平仮名、片仮名、^(注34)漢字、習字、唱歌、加減乗除、簡易な縫物又は編物^(注32)（裁縫を女子に課す）^(注34)、道徳上、衛生上、知識上の談話^(注32)、幼児取扱い法及び普通一般の礼法^(注34)などである。「子守」生徒を教える教師は、その学校の教員で補充し一切無報酬である。授業料その他の費用は寄付などによるため徴収せず、^(注37)教具は小学校のものを使用したり、または寄付金で購っている。入学手続きは、雇主の連印^(注32)によって許可しているところがある。生徒への注意として、^(注34)幼児を背負ったまゝで来ること。幼児が泣く時は、いつでも教室の外へ出てよい。「子守」でない学令児童で未だ学校へ出ていない者も来てよい。男児でも女子でも学校へ来て差支えない、としている（第一表参照）

「子守」の生徒の通学や学業の状況は次のようなものである。例えば、^(注40)秋田県の場合では「子守」の生徒数は32人のうち女子14人、学令未満のもの3人、日々幼児を負うて来るもの7人である。また、生徒の年齢は11.2才で多分女子、出席状況は1ヶ月16日乃至21日、通学距離は7・8町を遠しとす、とされている。ここにおける教室での状況について、まず教室管理は、幼児が一緒であるから多少混乱がある。しかし、毎日のことであるので他の生徒も慣れ

(第一表) 「女学雑誌」掲載の「子守」の学校一覧

「子守学校」の名称	設置場所	設置報告の年月日(「女学雑誌」の掲載年月日)	生徒数	費用	学 科	そ の 他
子守学校	長野県長野町大字原町に事務所を設置	明23. 9.20 (設立を決定)		特志家の義捐金と労力によって成立つ。	幼児の徳育の補いになる唱歌、道徳上・衛生上・知識上の談話、簡易な縫物又は編物、文字は平仮名、片仮名に限る。	入学は雇主の連名申込みによって許可される。
子守科	長野県埴科郡屋代学校内	明24. 2.28	74名余り		簡易な学科、優美な数え歌。	「子守」の風習が大いに改まったので学校職員等も大いに喜び、今後一層この科を拡張する計画である。
子守教授科	愛知県碧海郡尋常小学小垣江学校同分校吉浜学校内	明25. 1.30		小学校の教室教具を使用。	小児の養成法、子守の風儀の改良、教育の普及の三目的をもって教授。	
	埼玉県大里郡三尻尋常小学校	明26. 9.30	初めは9名であったが漸次増加し、一時は40余名の多きに及ぶ。	費用はすべて寄付をもって支弁。	修身口授、読書、習字の3科。しかし「子守」の片手業であるから何れも簡単卑近なものを選ぶ。	教師は同校教員で補充し一切無報酬とする。
子守教育所	長野県南安曇郡豊科尋常小学校内	明26.12.10開所	100余名	<ul style="list-style-type: none"> 小学校長、村長、特志家の寄付 授業料及び同所に要する費用は一切徴収せず。 学習に要する諸器具は貸与。 	<ul style="list-style-type: none"> 普通一般の知識を得させ、幼児の取扱法を教えるのを目的とする。 学科は修身、幼児取扱法及び普通一般の礼法、読書及び習字仮名文及び容易の漢文交り文、加減乗除、裁縫(女子に課す)。 	<ul style="list-style-type: none"> 注意 幼児を背負ったまま来ること 幼児が泣く時は何時でも教室外へ出て妨げなし。 昼科本校生徒の帰るのを合図に来ること。 「子守」でない学令児童で、また学校へ出ていない者も来てよい。 男児でも女児でも差支えない。
	群馬県南勢多郡柏川村大字深津村小学校内	明27. 2. 3	23、4名	教具は有志者の寄付金で買い整えて、一切貸与することがない。	修身、読書、唱歌を課す。	
子守教育所	長野県上田町の女学校内	明27. 3.17	100余名 卒業免状受証者は129名			
	秋田県雄勝郡皆瀬村尋常小学校藤倉分教室内	明27. 6.16	<ul style="list-style-type: none"> 32名のうち女14名、学令未滿のもの3名 日々子どもを負うてくるもの7名 			

て、大きな障害になっていない。「子守」は男子よりも女児の方が保護が綿密でよい、としている。「子守」の座席は、同年令くらいの女子と同机である方が便利である。学業の進歩は、時々幼児に授業を妨害されるが年齢が長じているから進歩は速やかである、とする。授業中でも幼児が泣く時は屋外へ出て慰めてよい。哺乳時については昼食時には必ず帰宅し、近傍のものは時々帰ることがあるという。幼児が3・4才の場合は、教室や生徒の控室で運動する者が少なく、5・6才の幼児で兄姉に伴って来る者は、これもまた生徒の障害にはならない。このように生徒数が30人から40人の小規模の学校では生徒の授業の妨げをする幼児は非常に少なく、通常の生徒と同一に教授をしても殆んど障害がない、としている。そして、さらに「世の子守教育の至難を訴ふるものは通常生徒と同一に教授すべからずといへども前の取調によりて之を見れば通常生徒と同一に教授をなし害を見ること甚だ少しといふ是れ教育者の軽々看過すべからざる一事^(注40)」と述べる。この秋田県で行われた方法は、小規模校におけるものであるが、通常の生徒と同一に教授することが可能であるとしたものであって、さきの安原士権の「子守」女子教育の提案に副った方法といえることができる。

このようにして「子守教育」をした結果は、教育上どのような効果があらわれたであろうか。それについては「子守の風習大に在来の面目を改めた^(注39)」また、文字を習得し「嬰兒に対する取扱の温和と為れる如き、その他直接に間接に、風教上に生じ来れる利益は鮮少ならず^(注38)」としている。長野県上田町の子守教育所では、「子守」が多数集まった時には唱歌を、また各商店の暖簾や看板の文字を読むのを楽しみとして、今までの俗謡を歌ったりする弊風が除かれて素行が一変した。そして、設立以来日が浅いのに非常に好成績で、卒業免状授与式に受証者が129名に達し、原籍が一府七県に亘っていたが、その授与式での生徒の状況は、進退動作が温雅で「良家の女子として恥かしからぬもの少からず」というような有様であったとしている。これらは「子守学校」の設立者や協力された人々の努力が報われ「子守教育」の成果が目立って現われてきていることを示すものである。当時、教育制度がまだ地方にまで及ばなかったこの時代に「子守」をしなければならなかった少女達^(注35)に対して、主として地域の有志の人達が相談して「子守」自身のために、また幼児のために、自分たちが出金したり寄付金を集めたりして「子守」の教育を考え、そのための学校を開き、これを発展させ、その範囲では好結果を挙げた。

以上のように、村や町の篤志家たちは「子守教育」について理解や協力を示し、これを実現させ「子守」の就学に大きな役割を果たした。しかし「子守」を含む不就学の比率及びその理由などについては、次にみるとおり容易に好転するものではなかった。即ち、学令児の不就学の状況を「女学雑誌」の「学令児、修学不修学の男女比較^(注43)」の表によってみると、明治21年の男子不就学37%、女子同じく69.79%、明治23年男子不就学34.86%、女子同じく68.87%、明治25年になっても男子の不就学は28.34%に減じているのに女子は相変わらず63.54%の不就学である。そして、明治25年の不修学事故調査^(注43)の「貧窮」「疾病」「その他」の区分のうち、殆んど

が「貧窮」による不就学とされている。そして、その調査結果については「男子は修学七に対する三の不修学なれども女子は之と反対にして修学三に対する七の不修学となる之を約言すれば女子三人の中には一人の修学にして二人は不修学の比例（中略）此巨数の大部は女子にして男子は其半にすぎず之に由て観れば本邦女子は男子より多く貧家に生れ疾病も亦男子より多きものゝ如し（1行略）下等の生活者に在っては女子には嬰兒の提抱或は薪水の幫助をなさしめ目前の利便のため修学為さしめざるもの多くあるに因るなるべし云々」というものであって、女子の不就学は、上記のように年月が経過しても、解決されるものではなかったのである。それ故「子守教育」の必要性はさらに高くなり「子守学校」への期待も、なお一層増大したであろうと推察される。

不就学の大きな理由は、さきの「貧窮」「疾病」のほかに、父兄の教育的観念が乏しいために、大富豪の姉妹の不就学が10人のうち7・8人いるという山形県(注44)の例がある。同じく東北地方であるが秋田県の知事が、同県教育会に向って議決したという「学令女兒の就學員数の僅小なる原因(注45)」が21項目に亘って掲載されている。その主なものは、就学督責を励行しないこと。市町村における就学督責が、女子に対しては男子に対するよりも厳しくない。女子には生活上教育がなくても、さしあたり差し支えないという誤解をしている。旧来の弊習によって父兄が女子教育を無用視している。子守留守番食事調理の補助等家事の補助をさせていること。見苦しい衣服を纏って出校するのを恥じること。富の程度が低いため。早婚の弊があること、などである。静岡県熱海町(注46)においては、町長が女子の未就学者が多いために、女子就学奨励法及び貯金法に関する意見を各父兄に配布している。これは、裁縫を研究し上達させて、各温泉宿の裁縫を安価で引受け、その利潤を貯金させて就学を奨励するものである。

以上みてきたように「子守」の女性たちに対する教育という観点からすれば、東京の「女学雑誌」よりは、地方の地域の方が、その女性たちに対する教育では、実際には進歩していたということもできる。しかし「子守教育」だけでは貧困家庭の女性の教育の解決にはならず、これは、どこまでも教育制度施行の不十分さに対する一時的な方策でしかなかったということもできる。しかしながら、「子守教育」は、東京の「女学雑誌」が、特定の階層の教育にのみ焦点をあわせていたのに対して、その階層の少ない地方では、現実的に教育の対象の範囲を拡大することに努力していた状況を示すものとして、評価することができるものである。

(以下次号)

文 献

- 注1 女学雑誌 第58号 明20. 4. 2 p. 145
 注2 大橋隆憲編著 「日本の階級構成」 岩波新書 1980.10. 2 p. 26~28
 注3 女学雑誌 第54号 明20. 3. 5 p. 61
 注4 " " (前掲書) p. 61
 注5 " 第57号 明20. 3.26 p. 122
 注6 " " (前掲書) p. 123
 注7 " " (") p. 122
 注8 " " (") "
 注9 " 第384号 明27. 6.16 p. 25
 注10 文部省内教育史編纂会著 明治以降教育制度発達史第一卷 昭39.10.10 p. 473~474
 注11 女学雑誌 第121号 (前掲書) p. 10
 注12 " 第57号 (") p. 123
 注13 " 第150号 明22. 2.23 p. 17
 注14 " 第151号 明22. 3. 2 p. 15,16
 注15 " 第 54号 (前掲書) p. 61~63
 注16 " 第 57号 (") p. 121~123
 注17 " 第 5号 明18. 9.25 p. 95,96
 注18 " 第 28号 明19. 7. 5 p. 264~266
 注19 " 第107号 明21. 4.28 p. 15~18
 注20 " 第260号 明24. 4.11 p. 4
 注21 " 第281号 明24. 9. 5 p. 3
 注22 " 第 57号 (前掲書) p. 123
 注23 " " (") p. 122
 注24 " " (") p. 123
 注25 " " (") p. 122
 注26 " 第 35号 明19. 9.15 p. 6
 注27 " " (前掲書) p. 6,7
 注28 " 第87号付録 明20.12. 3 p. 140の5
 注29 " 第103号 明21. 3.31 p. 25
 注30 " 第220号 明23. 7. 5 p. 27
 注31 " 第368号 明27. 2.24 p. 23
 注32 " 第231号 明23. 9.20 p. 26
 注33 " 第254号 明24. 2.28 p. 28
 注34 " 第362号 明27. 1.13 p. 25
 注35 " 第371号 明27. 3.17 p. 24
 注36 " 第224号 明23. 8. 2 p. 26
 注37 " 第302号 明25. 1.30 p. 22
 注38 " 第354号 明26. 9.30 p. 25
 注39 " 第365号 明27. 2. 3 p. 24
 注40 " 第384号 (前掲書) p. 25
 注41 " 第370号 明27. 3.10 p. 25
 注42 " 第351号 明26. 8.19 p. 304

- 注43 “ 第382号 明26. 6. 2 p. 23
注44 “ 第387 明27. 7. 7 p. 26
注45 “ 第392号 明27. 8.11 p. 26
注46 “ 第388号 明27. 7.14 p. 24

(本学助教授—教育学)